

押印を求める手続の見直しのための健康福祉部所管規則の一部改正の概要

1 改正の経緯及び趣旨

行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するものです。

このうち、押印を求める手続の見直しについては、令和2年12月18日に内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示されたところであり、県ではこれを踏まえて見直しを進めていくこととしています。

健康福祉部では、所管する規則に規定する書面について、県民・事業者等による押印等を不要とするための改正を行います。

2 改正の概要

以下の規則に規定する書面について、県民・事業者等による押印、押印に代わる署名等を不要とするための規定（様式）の見直しを行います。なお、以下の規則以外についても、別途パブリック・コメントを実施しました。

- (1) 青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成26年12月青森県規則第58号）
- (2) 青森県死体解剖保存法施行細則（平成12年3月青森県規則第89号）
- (3) 青森県保健師助産師看護師法施行細則（昭和42年8月青森県規則第43号）
- (4) 青森県覚醒剤取締法施行細則（昭和54年5月青森県規則第20号）
- (5) 青森県製菓衛生師法施行細則（昭和44年5月青森県規則第35号）
- (6) 青森県理容師法施行細則（昭和34年4月青森県規則第42号）
- (7) 青森県美容師法施行細則（昭和34年4月青森県規則第43号）
- (8) 青森県小規模水道規制条例施行規則（昭和48年5月青森県規則第36号）
- (9) 青森県獣医師修学資金貸与条例施行規則（平成4年3月青森県規則第29号）
- (10) 青森県児童福祉法施行細則（昭和62年3月青森県規則第25号）
- (11) 青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年3月青森県規則第48号）
- (12) 青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年4月青森県規則第31号）
- (13) 青森県立精神保健福祉センター規則（平成6年10月青森県規則第78号）

3 公布日及び施行期日

公布日：2の(2), (3)	令和3年8月20日
2の(1), (6)～(8), (10)～(12)	令和3年8月25日
2の(5), (9), (13)	令和3年8月27日
2の(4)	令和4年2月9日

施行期日：公布日